

第5種嘱託職員(ホームヘルパー)の勤務条件 滞在型

令和6年10月1日現在

勤務日時、休暇など

項目	内容
1週間の勤務時間	原則として8時間以上38時間45分未満で指定
1日の勤務時間	月～土曜日は7時から21時まで、日曜日は8時から20時までの間のうち1日6時間以内
勤務日	1週間のうち本会が指定する6日以内の日
休日	原則として毎週特定曜日の1日
年次有給休暇	勤続年数及び勤務日数に応じて別途日数(1～20日)を付与
特別休暇	労働基準法に定める産前・産後(無給)、生理休暇(無給)、育児・介護休業法に定める休暇(無給)
育児休業	育休3歳まで(無給)
病気休暇	1年度につき30日(無給)
休職	60日を限度(無給) 業務上傷病、通勤災害以外の傷病で勤続3年以上を対象
雇用期間	雇用期間の定めなし
雇用期間の上限	なし

賃金、賃金加算、手当など

名称	内容	単位	金額
基本賃金	ヘルパー業務時間(サービス提供時間)	1時間	1,000円
業務調整加算	ヘルパー業務時間に対する加算	1時間	160円
経験加算	前年度ヘルパー業務の勤務実績(活動時間)に応じ、毎年4月1日に加算額を更新。	1時間	10円
経験加算(10年目)	勤務実績10年到達者(経験加算が100円となる者)に10円を加算。	1時間	10円
資格加算	介護福祉士有資格者のヘルパー業務時間に対する加算	1時間	130円
訪問回数加算 前年10月～9月の活動回数に応じて支給(実績評価) 支給月は12月とする	1回以上 240回以下	—	1,000円
	241回以上 360回以下	—	3,000円
	361回以上 480回以下	—	5,000円
	481回以上 600回以下	—	10,000円
	601回以上 720回以下	—	25,000円
	721回以上 840回以下	—	50,000円
	841回以上 960回以下	—	75,000円
	961回以上	—	100,000円

名 称	内 容	単 位	金 額
年間時間特別加算 2024年4月～2025年3月 におけるヘルパー業務の 活動実績に応じて支給 (支給月は2025 年6月)	1～59時間以下	—	15,000円
	60～399時間	—	30,000円
	400～619時間	—	60,000円
	620～829時間	—	130,000円
	830～939時間	—	180,000円
	940～1,049時間	—	200,000円
	1,050時間以上	—	230,000円
土曜勤務加算 (祝日加算との重複なし)	土曜日の勤務時間(処遇改善加算100円を含む)	1時間	200円
日曜勤務加算	日曜日の勤務時間	〃	400円
祝日勤務加算	祝日の勤務時間(処遇改善加算150円を含む)	〃	250円
年末年始勤務加算 (土・日曜及び祝日勤務 加算との重複なし)	12月29日、30日の勤務時間	〃	400円
	12月31日、1月1日の勤務時間	〃	800円
	1月2日、3日の勤務時間	〃	500円
早朝夜間加算	18時～翌日8時までの勤務時間	〃	基本賃金×0.25 (経験加算含む)
研修手当	研修、会議、健康診断(2時間分)など	1時間	1,010円
同行指導手当	同行訪問の指導者となった場合	1回	250円
移動手当	利用者宅相互間または事業所と利用者宅間の移動	標準時間 移動1回14分	1時間 1,010円
記録手当	業務連絡、報告及び代行などの携帯電話メールの送受信に係る時間	標準時間 活動1回4分	1時間 1,010円
状況報告書 作成手当	状況報告書作成に係る時間	標準時間 1枚7分	1時間 1,010円
勤務報告書 作成手当	勤務報告書作成に係る時間	標準時間 1枚4分	1時間 1,010円
交通費受払簿 作成手当	交通費受払簿作成に係る時間	標準時間 勤務1日2分	1時間 1,010円
引継ぎ手当	センターにおける利用者の引継ぎ、新規や代行の台帳閲覧に係る時間	標準時間 1件30分	1時間 1,010円
活動外手当	利用者宅でサービス提供時間の延長とは算定されない時間	—	1時間 1,010円
電話等連絡手当	業務連絡及び報告などの電話による通話時間	—	1時間 1,010円
立寄り手当	センターの指示により業務連絡及び報告などのために立ち寄る時間	—	1時間 1,010円
その他書類 作成手当	援助計画書、援助図、訪問介護計画書、通院報告書、きつきシート、事故報告書などの書類の作成、修正、評価に係る時間	—	1時間 1,010円

年次有給休暇賃金	年次休暇を取得した場合 過去3カ月の平均賃金により支給 (ただし、平均賃金により算定しがたい場合は、当該労働予定日に労働した場合に支払われる通常の賃金による)	1日	原則：平均賃金 例外：当該労働予定日に労働した場合の通常の賃金
交通費	公共交通機関使用の場合	—	実費相当額 (注)
	自家用車の場合	走行1km	20円
賃金支給日	当月分を翌月21日(土曜、日曜及び祝日の場合は繰り上げ)		

※月の合計で算定した時間が標準時間で算定した時間を超える場合、申請書の提出によりその超過時間を追加申請できる(ただし、所属長が認めたものに限る)。

※各種手当のうち、時間により手当額を算出するものについては、1時間あたり1,010円と設定し、それを基に分単位で計算を行うこととする。

※天災その他災害により賃金支給対象外となることがあります。

(注) 交通費(公共交通機関使用の場合)は、職員個人のサピカ使用を前提とし、サピカのポイントを差し引いた実費相当額を支給する。

賃金、勤務時間、交通費(ナイトケアセンター: 定期訪問および随時訪問担当)

※勤務時間：20時～翌日8時(自宅待機者が基本)

項目	内容	単位	金額
基本賃金(定期及び随時訪問)	4～11月の実活動	1勤務	2,000円
	12～3月の実活動	〃	3,000円
随時訪問手当	1回の実活動(基本賃金に加算する手当)	1勤務	500円
待機手当	22時～翌日8時(第1待機者のみ対象)	1利用者	150円
交通費	タクシー使用の場合(後日清算)	1勤務	実費額
	自家用車の場合	走行1km	20円

福利厚生など

項目	内容
貸与品	ポロシャツ、エプロン、リュック、コート、スマートフォン、アルコール検知器、携帯用衛生用品、感染防護具など
定期健康診断	年1回実施
雇用保険・健康保険・厚生年金	週あたり20時間（実活動時間17時間）以上の勤務者適用
労災保険	全職員適用
賠償責任保険	全職員適用
メンタルヘルス	ヘルパー安心ダイヤルによる電話相談 フリーダイヤル 0120-7834-86（なやみよ ハロー！）
ハラスメント相談窓口	地域包括課長 TEL 623-4021 総務課長 TEL 614-3345

年次有給休暇の日数

1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月～
217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
216～169日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
168～121日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
120～73日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
72～48日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日